

確定申告書の提出はお早めに

平成24年分所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月18日(月)から3月15日(金)までです。還付申告については、2月15日(金)以前でも受け付けを行っています。期限間近になりますと税務署は大変混雑することが予想されます。申告書は自分で作成し、できるだけ早めに提出してください。

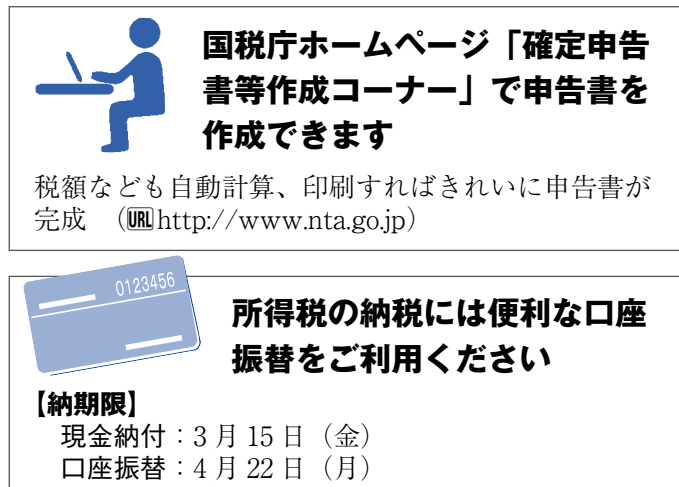
- **申告相談会場** 松本税務署 庁舎3階(松本市城西2-1-20)
- **開庁日時** 土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時



電話相談窓口
TEL32・2790

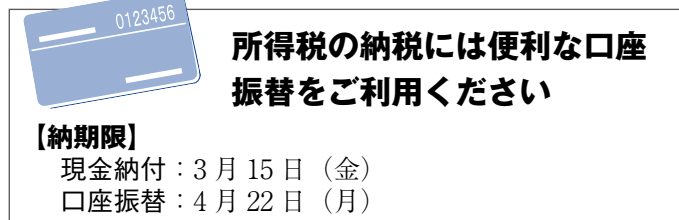
音声案内に従い、番号を押してください。

内容	選択番号	転送先
確定申告に関する質問、相談	0	申告案内窓口へおつなぎします。(3月15日(金)まで)
税金に関する質問、相談	1	電話相談センターへおつなぎします。
税務署からの照会などに関する問い合わせ	2	松本税務署の電話交換へおつなぎします



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます

税額なども自動計算、印刷すればきれいに申告書が完成 (URL <http://www.nta.go.jp>)



所得税の納税には便利な口座振替をご利用ください

【納期限】
現金納付：3月15日(金)
口座振替：4月22日(月)

安 ちいきのわだい 曇野日和

税に関する作文 入賞者を表彰

市と市教育委員会、松本税務署などで構成する市租税教育推進協議会では、税に対する理解と納税意識を高めてもらうため、毎年、市内の中高生を対象に税に関する作文を募集しています。本年度は438点の応募の中から33点の作品が選出され、その表彰式が12月3日、明科総合支所で開かれました。主な賞の受賞者は次の皆さんです。(敬称略)



受賞された皆さん(12月3日明科総合支所)

【高校生の部】

関東信越国税局長賞 齋藤愛郁(穂高商業高1年)
長野県租税教育推進協議会長賞 野本英希(南安曇農業高2年)
松本地区歴代国税モニター会長賞 宮川遼太(明科高3年)

【中学生の部】

関東信越税理士会長長野県支部連合会長賞 藤澤安理沙(三郷中3年)
松本地区納税貯蓄組合連合会会長賞 矢口うらら(明科中1年) 細萱桂太(豊科北中2年) 竹内友香(穂高東中3年) 有賀日南子(穂高西中2年)
松島佳南(堀金中3年)



関東信越国税局長賞を受賞した齋藤愛郁さん(穂高商業高1年)

義援金
寄附金

寄附金控除について

●東日本大震災に係る義援金の寄附金控除

東日本大震災など被災地自治体への寄附金のほか、国・日本赤十字社・中央共同募金会・報道機関などを通じた被災地自治体への義援金は、「ふるさと寄附金」として、市県民税・所得税の控除が受けられます。

●公益法人などへの寄附金控除

所得税の控除対象となる寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する法人または団体(公益社団法人・公益財団法人・社会福祉法人など)に対する寄附で、市が条例で指定したものが、本年度から新たに市民税の控除対象となりました。また、県が条例で指定した寄附金は、県民税の控除対象になります。

●控除を受けるには

寄附金控除額計算方法は表1のとおりです。表2の必要書類を添付の上、確定申告書の「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄に必要事項を記入し申告してください。

●寄附金控除額の計算 (表1)

(1) 所得税の寄附金控除

控除額＝寄附金－2,000円

(詳しくは国税庁ホームページをご覧ください)

(2) 市県民税の寄附金税額控除

「ふるさと寄附金」は次の①と②の合計額が、それ以外の寄附金は①が、市県民税の所得割額から控除されます。

① 基本控除額＝(寄附金^{※1}－2,000円)×10%

② 特例控除額^{※2}＝(寄附金－2,000円)×(90%－0～40%(所得税の税率))

※1 総所得金額の30%を限度

※2 ふるさと寄附金のみに適用され、市県民税所得割額の10%を限度

●市県民税の控除対象となる義援金・寄附金の支払先および控除に必要な書類(表2)

対象となる寄附金などの支払先			必要な書類
ふるさと寄附金(①+②)	被災地への義援金	国・都道府県・市区町村 ※寄附金受領証明書は1点で可	・寄附先の自治体が発行する「寄附金受領証明書」 ・郵便振替の半券または振込依頼書の控え(原本) ・半券等に記載の口座が義援金の専用口座であることが確認できる寄附先の自治体のホームページを印刷したものなど
		日本赤十字社、中央共同募金会 (東日本大震災義援金)	・郵便振替の半券または振込依頼書の控え、もしくは領収書
		新聞社や放送局などの募集团体 (東日本大震災に係る義援金) ※最終的に被災地の自治体、義援金配分委員会へ拠出されることが明らかなもの	・郵便振替の半券または振込依頼書の控え(原本) ・半券等に記載の口座が募集团体により設けられた義援金の専用口座であることが確認できる新聞記事、募集要項、募集趣意書などの写し(新聞記事に寄附者の住所、氏名、寄附金額の記載があれば、その写しでも可)
	都道府県・市区町村		・寄附先の自治体が発行する「寄附金受領証明書」
①	日本赤十字社長野県支部・長野県共同募金会		・寄附先の団体が発行する「寄附金受領証明書」
①	市が条例で指定した団体(公益法人など)		・条例で指定された団体が発行する「寄附金受領証明書」

☎豊科総合支所内市民税課 (TEL72・3111(代) FAX72・8340)